

第一種フロン類充填回収業者廃業等届出の手引き

平成27年4月1日から施行されるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に係る第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出に係る手引きです。

平成27年4月1日以降に第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出を行う場合、フロン排出抑制法及び当手引きに基づいて届出を行ってください。

1 第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出

第一種フロン類充填回収業者は、次のいずれかに該当することとなった場合、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、30日以内に都道府県知事に届け出なければなりません。

- 1 申請者が死亡した場合（相続人）
- 2 法人が合併により消滅した場合（法人を代表する役員であった者）
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合（破産管財人）
- 4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合（清算人）
- 5 岡山県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合（第一種フロン類充填回収業者であった個人又は法人を代表する役員）

※（ ）は届け出を行う者

2 届出先

登録を受けた担当部局へ届け出てください。なお、登録を受けた担当部局は、岡山県環境企画課のホームページに掲載している第一種フロン類充填回収業者登録簿からも確認できます。

環境企画課ホームページ：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-6260.html>

なお、各担当部局の所在地、電話番号及び管轄区域は次のとおりです。

担当部局	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(086) 233-9806	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086) 434-7066	倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	(0868) 23-1227	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

3 届出方法等

(1) 届出方法

郵送でも受け付けておりますが、可能な限り御来庁ください。

(2) 届出受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時です。

(3) 提出部数

届出書一式（届出書及び添付書類）を1部提出していただきますが、**届出者においても副本（控え）を保管**しておくようお願いします。

4 注意事項

次の点に特に御注意ください。

- ✓届出に併せて**事由の生じた日の属する年度**の「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書（様式第3）」の添付が必要になります。

5 届出書類のチェック

届出書類に不備のないよう、届出前に別添チェックリストを活用して十分確認してください。

第一種フロン類充填回収業者廃業等届出チェックリスト

届出書	
第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書	<input type="checkbox"/>
添付書類	
1 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 （様式第3）※事由の生じた日の属する年度の業務実施の状況について記載すること	<input type="checkbox"/>